

ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」

第 5 回締約国会議メモ

日本からの参加者：

- ・ 佐藤大使、鈴木スポーツ庁長官（1 日目午前中挨拶のみ）
- ・ 木村スポーツ庁審議官、伊藤スポーツ庁国際課係長
- ・ 浅川 JADA 専務理事、山本 JADA シニアマネージャー、菅井 JSC 係長

メモ：

- アスリートプレスカンファレンス：急遽中止。呼ばれていたアスリートはシャルルドゴール空港で引き返すことになった。
- 議題 1.1 開会
ユネスコ事務次長、フランススポーツ大臣、鈴木長官の挨拶。
- 休憩中：WADA と UNESCO の協力協定締結
- 議題 1.2 関係者挨拶
ニュージーランドスポーツ担当大臣、ストフィール WADA 副会長、南アフリカ大臣、韓国副大臣、スーダン大臣、マダガスカル大臣、モロッコ大臣
- 議題 1.4 第 4 回締約国会議最終報告書の採択：承認
- 議題 2.1 議長、副議長、報告者の選出
議長：サウジアラビア（推薦者：オマーン、日本、カメルーン、カタール、中国、韓国、モロッコ、ルーマニア、フィリピン、スーダン）
副議長：韓国（推薦者：日本、フィリピン）
コロンビア（推薦者：コスタリカ、グレナダ）
ケニア（推薦者：スーダン、カメルーン）
ルーマニア
報告者：UK（推薦者：フィンランド、デンマーク、ノルウェー）
- 議題 3 「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の促進
 - ・ エンブレム：長時間の議論の結果、翌日に持ち越し、多数決にて option 2 に決定。
 - ・ Draft Resolution SCP/3-2：オーストラリアより、2015 Code と UNESCO Convention との差異を埋めるべきだ、という提案があり、承認。
 - ・ その他の Resolution は、フランス語の文法が修正され承認。
- 議題 4 手続規則の改訂及び公式会議の紹介
手続規則の改訂の手続き論（どうすれば改訂できるのか）となり、また、以下の各国からのコメントがあり、翌日に議論を持ち越したが、結論に至らなかった。
 - ・ WADA を Bureau のオブザーバーに加えるべき（日本、韓国、デンマーク）
 - ・ 4.1, 4.2 への修正を求める（グレナダ）

・ Bureau の機能が不明 (エクアドル)、等

その他、フランス語の文法の問題や、英文資料の不備等の議論となった。

- 議題 5 世界ドーピング防止規則について WADA から報告
ディビッド・ハウマン事務総長
- 議題 6 附属書 I 改正：禁止表
承認
- 議題 7.1 スポーツにおけるドーピング撲滅のための基金に関する財務報告：承認
- 議題 7.2 スポーツにおけるドーピング撲滅のための基金に関する認可委員会からの報告：承認
- 議題 7.3 2015-2016 年のスポーツにおけるドーピング撲滅のための基金の配分：承認
- ・ フィンランド／オーストラリア／デンマーク－Educational project への拠出が多いが、Capacity development, policy development にも同じようにリソースを平等に拠出するべき。UNESCO は monitoring Convention が目的であることから、先進国/developed country へは Fund の拠出を減らすべきである。
- ・ 日本－対処方針通り発言
- ・ デンマーク－RADO プロジェクトは再度検証する、としていた。RADO プロポーザルの再検証の状況を教示して欲しい
- 議題 7.4 スポーツにおけるドーピング撲滅のための基金に関する認可委員会委員の選定：フィンランド、ロシア、バハマ、中国、南アフリカ、オマーン
- 議題 8.1 「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の遵守状況報告
- 議題 8.2 アンチ・ドーピング政策アドバイスパロジェクト報告：不承認
- ・ ノルウェー／デンマーク：会議資料が会議の 2 日前に WEB 上で共有されたことから、内容を検討する時間があまりに短く、今回の会議で承認することは差し控える。

アンチ・ドーピング体制図



ユネスコ

「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」締約183か国

締約

支援・協力



世界ドーピング
防止機構 (WADA)

World Anti-Doping Agency

- ・世界ドーピング防止規程の策定
- ・教育・普及、研究・開発
- ・各国・地域ドーピング防止活動支援

スポーツ界代表

- ・会長(IOC副会長)
- ・常任理事 5名
- ・理事 18名
 - 1.国際オリンピック委員会(IOC)
 - 2.国際パラリンピック委員会(IPC)
 - 3.国内オリンピック委員会連合(ANOC)
 - 4.オリンピック夏季大会競技団体連合(ASOIF)
 - 5.国際競技団体連合(GAISF)
 - 6.オリンピック冬季大会競技団体連合(AIWF)
 - 7.IOCアスリート委員会

各国政府代表

- ・副会長(南アフリカ)
- ・常任理事 5名
 - アジア: 日本
 - オセアニア: ニュージーランド
 - 米大陸: USA
 - アフリカ: コート・ジボアール
 - 欧州: ノルウェー
- ・理事 18名
 - アジア: 日本/中国/韓国/サウジアラビア

国内体制

文部科学省



- ・Sport for Tomorrow 国際アンチ・ドーピング強化支援事業
- ・教育・普及、人材育成事業、研究開発事業
- ・ユネスコ、WADAへの参画



日本アンチ・ドーピング機構
Japan Anti-Doping Agency

- ・ドーピング検査企画・実施
- ・教育・普及、研究
- ・ドーピング検査員養成

JAPAN SPORT
COUNCIL

日本スポーツ振興
センター(JSC)

- ・インテリジェンス機能
- ・規律パネルの運用

日本オリンピック
委員会 (JOC)

日本パラリンピック
委員会 (JPC)

各競技団体

日本体育協会

選手に対する教育・啓発活動の実施

(株)LSIメディエンス

<WADA認定分析機関>
ドーピング検体の分析・保管

日本分析センター

ドーピング検査に関する研究

日本スポーツ仲裁機構

検査結果等に対する不服申し立ての審査

ユネスコ 「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」について

(International Convention Against Doping in Sport)

1. スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約とは

- 平成17年10月19日、第33回ユネスコ総会で採択されたドーピング防止に関する初めての世界的な規約。
- スポーツにおけるドーピング（競技能力向上のための禁止物質の使用等）が競技者の健康、フェアプレーの原則、不正行為の撲滅、及びスポーツの将来に重大な影響を及ぼしていることを懸念し、ドーピングの撲滅を目指して、世界ドーピング防止機構（WADA）を中心とした国内レベル及び世界レベルの協力活動を推進・強化する体制を確立することを目的とする。

2. 規約締約国の主な役割

- 規約の目的を達成するため、国内的及び国際的な規模で適切な措置をとること。（第3条）
- ドーピング防止機関等が補助金若しくは贈与によってドーピング管理を行えるよう、資金を供与すること。（第11条）
- WADAの重要な任務を支援する。（第14条）
- WADAに対して資金供与を行う原則を支援する。（第15条）
- ドーピングの防止に関する教育及び研修の計画を支援し、立案し、及び実施する。（第19条）
- ドーピングの防止に関する研究を奨励し、及び促進する。（第24条）